

バルーンを用いた心房細動アブレーションの施設認定方式 変更に関するお知らせ（新規・更新とも）

現在日本では、3種類のバルーンを用いた心房細動アブレーションが施行されています（クライオバルーン、SATAKE・HotBalloon、HeartLight 内視鏡アブレーション）。

これらのバルーンアブレーションを行うためには、前年度に30症例以上の心房細動カテーテルアブレーションを施行していることが、施設認定を得るために必要です（新規・更新ともに）。

これまでは、各施設が本学会および各バルーンの取り扱い企業に対して前年度の施行症例数を自己申告するという方式が取られていましたが、申告数の裏付けを取る方法がありませんでした。

そこで2019年度（4月以降）より、自己申告数の確認のために **J-AB(カテーテルアブレーション全例登録)の登録数** が用いられることになりました。今後は、たとえ多数の心房細動カテーテルアブレーションを施行していたとしても、J-ABへの登録数が基準に満たない場合には、施設認定を受けることができなくなりますのでご注意ください。

本件に該当される施設で J-AB に未参加の先生方におかれましては、至急 J-AB の登録を開始していただくように要望します。なお、J-AB では登録開始時点から数ヶ月分を遡って登録することが可能です。これから登録準備を開始していただいても来春には症例数を確保することができます。登録開始の方法は、JHRS の Website を御覧下さい。

我が国の不整脈学・不整脈治療の発展のために、ご協力をお願い申し上げます。

平成30年11月6日

一般社団法人 日本不整脈心電学会

カテーテルアブレーション委員会 委員長 山根禎一
理事長 野上昭彦